

境夢みなとターミナル施設指定管理者募集に係る質問回答

質問受付日：令和元年8月27日

回答掲載日：令和元年9月5日

質問① ターミナル施設に入居する各テナントの光熱水費はどのように算定するように考えられていますか？

例えば 電気は小メーターが設置され通り事務室で確認できるようになっているか？GHPのガスは系統ごとに使用料が検針できるか？水道は？

もし、検針できない場合は、どのように使用料金を算定するか？

回答① 各テナントの光熱水費については、指定管理者が各入居者との間で、契約等を行い請求することとなります。(境夢みなとターミナル管理運営基準6ページ)

光熱水費の算定にあつては、

- ・電気については、各テナントに子メーター（各居室分電盤等）を設置しており、目視による検針が可能です。
- ・空調については、テナント居室は、EHP（電気式）となっているため、電気代に含まれます。GHP（ガス式）については、共用部等での使用となるため、各テナントでの使用はありません。
- ・水道については、各テナントに子メーター（直読式）を設置しており、目視による検針が可能です。

管理事務室においての集中検針ではありません。

なお、2階のOAフロアの入居者が使用する湯沸器の光熱水費（電気、水道）については、OAフロアの入居者と協議により負担方法を決めていただくこととなります。